

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 July 2025

「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

第5版となる本ガイドは、上場企業のクロスボーダー買収取引の経験豊富な40以上の法域における専門家の知見を集結しています。上場企業のクロスボーダー買収取引に関して生じる複雑な論点を簡素化し、取引の価値を最大化するために有用となります。

本ガイドは、オンラインにて、法域やトピックごとにデータをフィルタリングや比較することが可能で、特定の法域を詳細に調べることもできる便利なツールとなります。

詳しくはこちらをご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 108

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 108 となる本号では、グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明、欧州議会、EU 加盟国全体での外国投資審査プロセスの調和と拡大に関する提案を採択等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明

2. アジア

ベトナム：ベトナム企業法改正

ベトナム：ベトナム司法制度の大改革

マレーシア：印紙税コンプライアンス — 調査強化の新時代

香港：第2の柱に基づくグローバル・ミニマム課税制度及び香港における最低税率制度（香港ミニマムトップアップ税：HKMTT）の実施

3. 欧州

欧州：欧州議会、EU 加盟国全体での外国投資審査プロセスの調和と拡大に関する提案を採択

英国：英国政府、NSIA の義務的届出に係る指定業種を見直す計画の概要を発表

「2024-2025年 国際仲裁イヤーブック（英語）」発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーでは、2024-2025年度国際仲裁イヤーブックを発行しました。本イヤーブックは、昨年1年間の国際仲裁における注目すべき動向について、世界40以上の法域の分析を網羅しています。

本年度版には、SIAC（シンガポール国際仲裁センター）や HKIAC（香港国際仲裁センター）を含む多くの機関による新しい仲裁規則、及び2024年にアブダビに開設された新しい仲裁センターである ArbitrateAD の詳細をはじめとする内容が含まれています。

詳しくはこちらをご覧ください。

International Arbitration Yearbook
2024 - 2025

1. グローバル

グローバル

グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明

2025年6月27日、米国のベッセント財務長官は、軽課税所得ルール（以下、「UTPR」）などの「不公平な外国税」を導入する国に対する報復的課税措置である Section 899 の新設の見送りを公表した。これは、G7における、米国親会社グループを所得合算ルール（以下、「IIR」）及び軽課税所得ルール（UTPR）の適用対象から除外する旨の合意に対応するものである。2025年6月29日、日本の財務省は、上記合意に関して、「グローバル・ミニマム課税に関する G7 声明」（以下、「本声明」）を発表した。以下、本稿は、本声明について若干の考察を加える。

本声明の内容

財務省が発表した、本声明の仮訳は以下の通りである¹。上記の通り本声明は2025年6月29日付であるところ、言及されている One Big Beautiful Bill Act（以下、「OBBBA」）は、2025年7月4日（米国時間）に成立している。

本年初頭、米国財務長官は、OECD/G20BEPS 包摂的枠組みで合意された「第2の柱」のルールに関する米国の懸念を表明し、米国親会社グループを、それらが対象となる既存の米国ミニマム課税ルールを認識したうえで、所得合算ルール（IIR）及び軽課税所得ルール（UTPR）を免除する「共存」という解決策を提示した。

H.R.1「一つの大きく美しい予算法案（One Big Beautiful Bill Act : OBBBA）」の上院修正案（2025年6月16日提出）において最近提案されている米国の国際課税システムへの変更の考慮、OBBBA の上院版における 899 条の削除、及び、国内ミニマム課税（QDMTT）の実施の成功とその影響の考慮を含めた、両ミニマム課税制度の分析に基づいて行われたこの問題に関する議論を踏まえ、共存システムは、将来にわたり、税源浸食と利益移転に対処する中で「包摂的枠組み」の法域が得た重要な成果を維持し、国際課税システムにおけるより大きな安定性と確実性を提供しようという理解が共有されている。

この理解は、潜在的な税源浸食及び利益移転のリスクに対処するために、包摂的枠組みを通じて共に協働することへの我々の継続的なコミットメントを基盤とするものであり、以下の受け入れられた原則に基づく：

- 共存システムでは、米国親会社グループの、米国内利益及び米国外利益の双方について、UTPR 及び IIR から完全に免除する。
- 共存システムでは、その共通の政策目的を保持するため、公平な競争環境の観点から特定される重大なリスク、又は税源浸食と利益移転のリスクが対処されることへのコミットメントを含む。
- 共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」全般に係る執行とコンプライアンスの枠組みの大幅な簡素化の実現と並行して行われる。
- 共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」における実質ベースの還付無税額控除の取扱いが、還付付税額控除の取扱いとより整合的になることを確保する変更を検討することと、並行して進められる。

共存システムの実現は、デジタル経済の課税に関する建設的な対話及びすべての国の課税主権の保持を含む、国際課税システムの安定化のさらなる進展を促進する。

¹ 原文はグローバル・ミニマム課税に関する G7 声明を参照

2025年金融機関展望レポート (英語) 発行のお知らせ

ペーカーマッケンジーの金融機関担当弁護士が、2025年に金融機関に影響を与えるトピックについて考察する「2025年金融機関展望レポート」を発行いたしました。今年も、地政学的リスク、テクノロジーの進化、規制の進展などにより、継続的な変化がもたらされることは明かです。金融機関はリスクコントロールに留まらず、チャンスをもたせるための準備が益々重要となっています。

本レポートは、フィンテックやデジタルトランスフォーメーション、サステナビリティ、規制審査といった金融機関が直面するリスク要因に関する最新情報を網羅しています。

また、アセットマネジメント、ファイナンシャルスポンサーや投資銀行向けに、税制、オルタナティブ・ファイナンス、アダプテーション・ファイナンス、EU域外銀行支店規則などについても解説しています。

詳しくはこちらをご覧ください。



我々は、これらの問題がより広範な法域グループにとって関連性を持つことを認識しており、「包摂的枠組み」において、すべての当事者が受入れ可能かつ実施可能な解決策に迅速に達する観点から、この理解及びそれに基づく原則について議論し、発展させることを期待する。

我々はまた、899条の削除が、ここで示された理解全体にとって、また、包摂的枠組みにおける議論にとってより安定した環境を提供するために、極めて重要であることを認識する。

本声明が言及する、米国親会社グループを IIR 及び UTPR の適用対象から除外する理由

本声明は、米国親会社グループを IIR 及び UTPR の適用対象から除外する理由として、「OBBA...の上院修正案...において最近提案されている米国の国際課税システムへの変更の考慮」、「OBBAの上院版における899条の削除」、及び「国内ミニマム課税...の実施の成功とその影響の考慮を含めた、両ミニマム課税制度の分析に基づいて行われたこの問題に関する議論」を挙げている。以下、これら三つの理由について、概説する。

1. 「OBBA...の上院修正案...において最近提案されている米国の国際課税システムへの変更の考慮」

上記文言は、OBBAによって企図されている、米国の国際課税システムを、より Pillar 2 システムに近づける今般の税制改正を指すと考えられる。具体的には、以下で詳説する通り、FDII (Foreign Derived Intangible Income 国外無形資産所得) 及び GILTI (Global Intangible Low-Taxed Income 低税率国外無形資産所得) における、Section 250 に基づく特別控除の縮小等により、米国親会社グループが軽課税国で稼得した所得への課税が強化されたことを指していると考えられる。但し、上記 OBBA による課税強化がなされてもなお、Pillar 2 システムが企図している最低課税ルールの内容とはなお隔たりが生じている点は留意が必要である。

① FDII に対する特別控除制度

FDII²に対する特別控除制度の概略としては、米国法人の事業資産簿価利益率10%を超過する所得を「みなし無形資産所得」とし、これを全体の所得に占める海外市場への製品・サービスの輸出に係る所得の割合を乗じた金額に37.5%を乗じた金額を所得控除とするものである。海外市場輸出所得のうち事業資産利益率10%を超過する部分の実効税率は13.125%となる。特別控除に関する計算式は以下の通りである。

$$\text{特別控除} = 37.5\% \times \text{みなし無形資産所得} \times \frac{\text{海外市場輸出市場所得}}{\text{一定の全世界所得}}$$

$$\text{みなし無形資産所得} = \text{一定の全世界所得} - (\text{適格事業資産投資} \times 10\%)$$

上記の計算のうち、上記の37.5%の控除率については、OBBAにより、33.34%に引き下げられた。

² 詳細については、本ニューズレター Vol.17 を参照

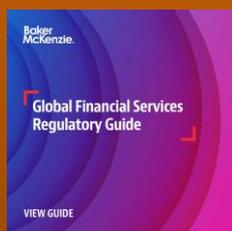
「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」改訂版発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。

金融サービス業界は、生成AIやデジタルアセットなどの急速な技術進歩、厳しさを増すマネーロンダリング対策（AML）や制裁体制、新たなESG課題や継続的な業界再編などを背景に、大きな変革期が続いています。これらに伴う規制の変化は、導入の複雑さや法域により異なる規制と相まって、企業に重大なリスクをもたらします。

本改訂版では、このような課題に対応するため、急成長する暗号資産、AML及びCFT監督当局、更に外部委託先への規制拡大を取り上げています。金融商品の販売や新規市場へのサービス提供の際の簡易な参照資料として利用可能で、世界の銀行や金融サービス会社に適用される規制を網羅しています。

本ガイド（無料）をご希望の方は、こちらからアクセスしてください。



② GILTIに対する特別控除制度について

GILTI³の概略としては、米国人の米国子会社全体（米国株主以外の持分は除外）の適格事業資産投資簿価（QBAI）の10%を超過する所得を「みなし無形資産所得」とし、これを米国子会社全体の所得（CFC税制で課税される所得や関連者からの配当所得等は控除）に占める海外市場への製品・サービスの輸出に係る所得の割合を乗じた金額を合算課税の対象とする制度である。計算式としては、上記FDIIの特別控除制度に類似しており、各計算要素が海外子会社の所得や事業資産となるだけである。なお、GILTIは50%の特別控除が適用されていたが、これがOBBBAにより40%に引き下げられた。

また、上記の通り「みなし無形資産所得」とされるのは、事業資産簿価利益率10%を超過する所得であった。換言すれば、これまではNetのGILTI対象所得から、適格事業資産投資簿価（QBAI）の10%を控除できたが、OBBBAによりこの控除が廃止された。

2. 「OBBBAの上院版における899条の削除」

899条（Section 899）は、UTPRやデジタルサービス税（DST）などの一方的な措置に対する報復を目的としたものであった。即ち、これらを導入した国の居住者等に対して、所得税、源泉徴収税並びに米国不動産所有権に関連する処分や分配に関する税率の加算を行うというものであった⁴。

しかし、米国親会社グループを、IIR及びUTPRの適用から免除することと引き換えに、Section 899はOBBBAから削除された。

なお、米国親会社グループをIIR及びUTPRの適用からの免除する三つの理由のうち、Section 899のみ、本声明において二度言及され、「極めて重要」とまで評価されている。このことからすると、かかる三つの理由のうち、Section 899の削除が最も重要であったと考えるのが自然である。

3. 「国内ミニマム課税（QDMTT）の実施の成功とその影響の考慮」

この文言の意味するところは必ずしも明確ではない。本合意によって米国親会社グループに対する適用が除外されたのはIIR及びUTPRのみであって、QDMTTの適用関係に関する取扱いは不透明であり、例えば米国親会社グループの現地子会社に対する適用関係がどのようになるのかといった点は今後の課題として残っている。

もっとも、各国でQDMTTの国内法化が進んでいるところ、米国はこれに明確には反対していない。即ち、QDMTTの実施による、そもそもの「第2の柱」のルールの重要な目的であるグローバル・ミニマム課税の実現に対して、米国が反対をしていないといえる。上記文言はこのような米国の姿勢への評価を表していると考え、既存の（又は今後制定される）各国におけるQDMTT法制には特に影響を与えないことを示唆しているとも考えられる。

「受け入れられた原則」

本声明は、グローバル・ミニマム課税と米国国内法に基づく課税の「共存システムは、将来にわたり、税源浸食と利益移転に対処する中で『包摂的枠組み』の法域が得た重要な成果を維持し、国際課税システムにおけるより大きな安定性と確実性を提供しようという理解」であるとし、この理解は、四つの受け入れられた原則に基づくとしている。

³ 詳細については、[本ニューズレター Vol.17](#) を参照

⁴ 詳細については、[本ニューズレター Vol.107](#) を参照

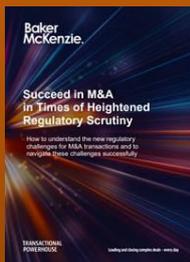
「規制強化期におけるM&A成功法 (英語)」発行のお知らせ

金利の上昇やマクロ経済の不透明感により減速していたM&Aは、2024年後半に再び活発化する見通しです。そこで重要となるのは、最新の市場動向や法的発展を常に見極めることです。企業は、ビジネスモデルを再定義し、買収を通じたイノベーションやシナジーの推進、カーブアウトや売却を通じた経営資源の最適化を行い、市場の課題に適応しなければなりません。投資ファンド等のフィナンシャルスポンサーは、パイアンドビルド戦略を通じたポートフォリオの合理化、エグジットセールスやセカンダリー取引を通じた投資家へのリターン創出を迫られています。

しかし、M&A環境は、規制の観点から厳しさを増しています。独占禁止法、外国直接投資(FDI)、そして最近では欧州連合(EU)の規制当局による外国補助金(FSR)といった分野における監視強化は、M&A取引のハードルを一層高めています。

本ガイドでは、ベーカーマッケンジーの専門家が、今後予想される規制上の課題や、それらがM&A取引に与える影響について解説し、取引当事者がこれら課題を乗り越えるための指針を提示します。

画像をクリックしてご覧ください。



四つの原則のうち、「共存システムの実現に向けた作業は、「第2の柱」における実質ベースの還付無税額控除の取扱いが、還付付税額控除の取扱いとより整合的になることを確保する変更を検討することと、並行して進められる」という原則については、以下の考察があり得る。

即ち、四つの原則のうち、この原則のみが「検討する」という表現を使用している。これは、Pillar 2における税制優遇措置の取扱いに関する新たな規則の策定が、Inclusive Framework（包括的枠組み）（以下、「IF」）メンバー間の合意を再構築する上で重大な課題となる可能性を暗に認めるものと考えられる。

米国が自国の税制優遇措置の条件に制限を課さない一方、他の146のIFメンバーは自国の税制優遇措置をモデル規則第10条の「適格還付可能税額控除」(QRTC)の定義と一致するように設計しなければならないというルールは、IFメンバーとしては受け入れにくいものとなる可能性がある。

もっとも、望ましい税制優遇措置に対するセーフハーバー規定と望ましくない税制優遇措置に対する濫用防止規則を定める運営指針を策定できれば、米国籍会社グループが享受する優位性は相当限定される可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

ベトナム

ベトナム企業法改正

2025年7月1日より、ベトナムの企業法の改正が施行された。

企業法の改正内容

会社経営の透明性を高め、ベトナム法を国際基準に整合させることを目的とした重要かつ新しい試みとして、「実質的所有者」の概念が導入された。実質的所有者とは、「会社の持分を実際に所有している個人又は会社を支配する権限を有する個人」と定義されており、国有企業の政府代表者はこの定義から除外される。

ベトナムの企業は、改正に伴い以下の対応を求められる。

- 登記書類に実質的所有者のリストを含める。
- 実質的所有者情報を収集、更新、保管し、要請に応じて管轄の公的機関に提供する。
- 会社が解散又は倒産をした後、少なくとも5年間は実質的所有者の情報を保管する。
- 実質的所有者に変更があった場合、商業登記を扱う機関に通知する（上場企業を除く）。
- 政府は新たな政令を制定し、実質的支配者に関する詳細なガイドラインと、改正法に基づく実質的支配者に関する新たな手続の実施を規定する予定である。

企業向け e-ID ベトナムアカウント

政令(69/2024/ND-CP)に基づき、2025年7月1日以降、企業はベトナム当局とのオンライン行政手続を行うためにe-IDベトナムアカウント（企業の電子身分証明システム）への登録が義務付けられる。

「グローバルグループ再編ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



会社の e-ID ベトナムアカウントを登録するには、会社の法定代表者が法定代表者個人の VNeID アカウントを用いて会社を登録する必要がある。又は、法定代表者は、会社の現地スタッフに登録する権限を書面により与えて代理させることもできる。登録に必要な期間は 3~15 営業日で、結果は申請者自身の VNeID アカウントに送信される。会社の e-ID アカウントを登録するには、以下の条件を満たす必要がある：

- ① ベトナム人・外国人を問わず、会社の法定代表者、又は権限を与えられた現地の担当者がレベル 2 の VNeID アカウントを持っていること
- ② VNeID アカウントと ERC に記録されている法定代表者自身のデータが一致していること

外国人は、政令（69/2024/ND-CP）第 11 条に基づき、ベトナムの有効な在留書類（ビザ、労働許可証、一時在留許可証など）を保有している場合、レベル 2 の VNeID アカウントを申請する資格がある。しかし、実際には、外国人がレベル 2 の VNeID アカウントを登録するプロセスは、まだ完全に確立されておらず、外国人が法定代表者を務める会社は現在、VNeID の登録ができない。

2025 年 7 月 1 日以降、ベトナムの関係当局との行政手続に e-ID アカウントが必要になる。会社が e-ID に登録するという取組はまだ比較的新しいため、実際にどのように運用されるのかについては不透明である。治安省が外国人向け VNeID アカウント発行に関する問題を解決するまで、外国資本企業は税務申告のために既存のアカウントを使用し続けることができると、税務当局は非公式に発表した。

ベトナム政府は外国人向けの VNeID 登録制度を 2025 年 8 月 19 日までに運用開始することを目指しているとされる。

[最初のページに戻る](#)

ベトナム

ベトナム司法制度の大改革

2025 年 7 月 1 日から、人民裁判所組織法が改正され、裁判所のシステムと管轄の大きな変更が施行された。ベトナムの裁判所が再編成され、司法に関する権限が従前と異なる形で帰属することとなる。これによって、係争中の当事者は影響を受けることになるため、注意が必要である。司法制度の改革は、司法業務の合理化・司法の独立性の強化・迅速な裁判手続を目指すものである。

改革内容

1. 裁判システムの抜本的な改革

ベトナム人民裁判所制度が大幅に再編され、既存のふたつの裁判所が廃止され、新しい裁判所がひとつ創設される。

- 高級人民裁判所の廃止：高級人民裁判所は、今回の法改正により廃止された。これまで、高級人民裁判所は、上訴の受理や判決を破棄したり再審査をしたりする機能を有していた。この機能は他のレベルの人民裁判所に再配分される。
- 県級人民裁判所の廃止：県級人民裁判所は、全国に 693 か所あったが、すべて廃止された。その機能は新たに設立される地域人民裁判所に移管される。

「グローバル・プライベートM&Aガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。

前回の2021年改訂以来、世界における法やビジネスを取り巻く環境は大きく変化しています。特に、独占禁止法及びその他の取引規制ルールは複雑さを増しており、これまで以上に積極的に施行が進んでいます。本最新版では、複雑な合併規制や外国投資規制に関する最新情報を盛り込んでいます。また、取引に影響を及ぼす可能性のある税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止に関する懸念事項も概説しています。

本ガイドはオンラインにより閲覧可能で、法域やトピックごとのデータ絞り込み、法域やトピックを跨いだデータ比較、また特定法域を詳しく調べることができます。

画像をクリックしてご覧ください。



- 地域人民裁判所の設立：34の省・市に合計355の地域人民裁判所が設置された。これらの裁判所は、これまで県級人民裁判所が担っていた第一審の管轄権を引き継ぐ。
- 省級人民裁判所の統合：省の行政統合に伴い、省級人民裁判所の数は63から34に削減される。
- 新しい裁判所機構：再編された人民裁判所制度は最高人民裁判所、省級人民裁判所、地域人民裁判所により構成されることとなった。

2. 管轄の大きな変更

今回の司法改革の最も重要な点は、裁判所間における権限の再配分である。各級の裁判所の管轄は、以下のように割り振られる。

● 最高人民裁判所

最高人民裁判所は、省級裁判所が下した第一審判決であり、法的に有効となる前の刑事事件の判決について、上訴管轄権を明示的に付与された。

最高人民裁判所の下に新たな上訴裁判所が設置され、これまで高級人民裁判所が担当していた上訴機能を担う。この新しい上訴裁判所は、自身の判決や省級人民裁判所の下した判決に対して破棄や再審査をする権限を有する。

● 省級人民裁判所

省級人民裁判所には、地域人民裁判所が下した法的に有効な判決・決定に対する破棄・再審の権利が付与される。

20年超の禁錮、無期禁錮、死刑を含む重大な刑事事件の第一審管轄権を有する。

現在、地域人民裁判所が下したまだ法的な効力を有していない判決に関する上訴審を担当する。

主任裁判官は、管轄区域内の省・地域両裁判所の運営状況を省級人民委員会及び最高人民裁判所の主任裁判官に報告する。

● 地域人民裁判所

廃止された県級人民裁判所に代わり、刑事、行政、民事などの第一審を管轄する。

一部の地域人民裁判所の下に、以下のような専門裁判所を置く：

- 破産裁判所（ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市）
- 知的財産裁判所（ハノイ市、ホーチミン市）
- 経済裁判所（ハノイ市、ダナン市、ホーチミン市）：商業仲裁判断の取消請求も管轄する。

主任裁判官は、各省級人民裁判所の主任裁判官に運営状況を報告する。

3. 係争中の当事者への影響

進行中の裁判の管轄移行を円滑に移行させるために、以下の経過措置が取られる。

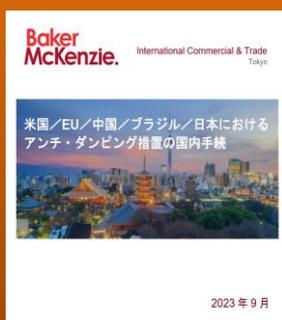
- 解散した県級人民裁判所の事件：これまで県級人民裁判所が担当していた刑事、行政、民事、その他の未確定事件はすべて、適切な管轄区域を有する地域人民裁判所に移管される。

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 解散した高級人民裁判所の事件：最高人民裁判所の下に新設される上訴裁判所が、これまで高級人民裁判所が担当していた上訴の受理や判決破棄、再審査を担当する。
- 旧地域人民裁判所判決に対する破棄・再審：省級人民裁判所は、まだ高級人民裁判所で審理されておらず、旧県級人民裁判所が下して既に法的に効力を有する判決・決定に対する判決破棄や再審の申し立てを受ける。
- 省級人民裁判所で係属中の第一審案件：省級裁判所が、地域人民裁判所の管轄下にある案件について申し立てを受けたが、まだ正式に受理していない場合（ベトナム語で「thủ lý vụ án」という）、当該事件を管轄する地域人民裁判所に移送しなければならない。なお、本件の人民裁判所組織法改正に関する法案が施行される前に、省級人民裁判所が既に事件を正式に受理していた場合、同裁判所は管轄権を保持し、引き続き事件の審理を行う。
- 最高人民裁判所の破棄・再審事件：最高人民裁判所は、これまで高級人民裁判所の管轄下にあった省級裁判所により下されて法的に有効化した判決・決定に対して、判決破棄や再審をする。

[最初のページに戻る](#)

マレーシア

印紙税コンプライアンス — 調査強化の新時代

概要

マレーシアでは、2026年1月1日から印紙税自己申告制度（self-assessment stamp duty system（以下、「STSDS」））が導入される予定であり、それに伴って、マレーシア内国歳入庁（以下、「IRB」）が制度導入に向けたコンプライアンスの体制を整えるため、納税者に対する調査活動を強化し始めることが予想されていた。しかし、多くの納税者を驚かせたのは、調査活動の強化をIRBは既に開始しており、その進行スピードが非常に速いという点である。STSDSが施行される前の段階であるにもかかわらず、印紙税調査フレームワークの公表以降、印紙税調査の顕著な増加が確認されており、その多くは、企業内で作成された全ての法律文書の提出を求める包括的な要求を含んでいる。

印紙 — 法令 vs 実務上の対応

印紙税は長らく、植民地時代から続く時代遅れな制度であり、法的にほとんど意味のない、コンプライアンス上後付けされたものであると捉えられてきた。実務上、多くの企業は印紙税を二次的なコンプライアンス事項として扱い、資産譲渡に関する文書や裁判手続で提出が必要な文書に限って適用した。

しかし、法的には、1949年印紙法（以下、「印紙法」）の適用範囲は非常に広いものである。同法第一表に記載された全ての文書に適切な印紙を貼付しなければならないが、印紙のない文書は、裁判手続において証拠として認められない。これまで、IRBが調査に消極的であったため、多くの企業は実務的なリスクベースのアプローチを採用し、訴訟リスクの低い文書には印紙を貼らないという判断をしてきた。関連会社間の契約書などはその代表例である。同様に、雇用契約書も、IRBによる調査が歴史的に為されてこなかったことを理由として、印紙が貼付されないままとなることが多かった。しかし、このような対応は、もはや許されなくなっている。

調査の強化と解釈の相違

IRB は現在、調査の強化という明確な方向転換を示している。2025 年 1 月 1 日から施行される印紙税調査フレームワークに基づき、IRB は印紙税調査を実施する。これは、コンピューター化されたリスク分析システムと様々な情報源からの情報によって調査案件を選択することで行われる。業種特有の傾向や特定の問題に基づき行われることが多い所得税調査とは異なり、業種や企業規模を問わず、より広範かつ予測困難な内容となる点が特徴である。

また、特定の文書に印紙を貼付する際の、課税対象の解釈にも変化がみられる。従来、わずかマレーシアリングgit (RM) 10 の一律課税で済んでいた文書が、予期せぬ高額な従価税の対象となる可能性がある。これにより、納税者と課税者との見解の相違が対立し、印紙税に関する紛争や異議申立てが増加する可能性がある。

罰則の強化

政府はさらに、遅延貼付に対する罰則の強化によって、調査を強化する姿勢を明確にしている。最新の罰則体系は以下の通りである。

- 所定期間から 3 か月以内に印紙が貼付された場合：RM50 又は印紙税額の 10%のいずれか高い方
- 所定期間から 3 か月を超えて印紙が貼付された場合：RM100 又は印紙税額の 20%のいずれか高い方

また、正当な理由なく文書に印紙を貼付しなかった場合、1 件につき最大 RM1500 の罰金が科される。特筆すべきは、文書 1 件ごとに当該罰則が科される点であり、印紙が貼付されていない各文書は個別に罰則の対象になる可能性がある。

2026 年 1 月 1 日に STSDS が導入されると、納税者には新たに文書の記録保存義務や印紙税申告書の提出義務などが課され、これに違反すると最大 RM10,000 の罰金が課される可能性がある。

このように状況が急激に変化している今、企業は印紙税コンプライアンスへの向き合い方を根本から見直す必要がある。印紙税はもはや後付けされたものではなく、主要なコンプライアンス事項として、内部統制と戦略的な対応が求められている。

次のステップ

印紙税調査の強化を踏まえ、企業は現在の印紙税コンプライアンス状況を確認する「内部レビュー」や「ヘルスチェック」の実施が強く推奨される。印紙税調査フレームワークの下で、自主的な情報開示の仕組みが利用できることを考えると、これは特に時宜を得たものである。進行中の調査がない場合、納税者は、印紙貼付期間を 3 か月以上超過した文書を自主的に開示することができ、このような開示により遅延罰則が 10%又は RM50 のいずれか高い方に軽減される可能性がある。

また、複数の部門や複数の担当者が多様な文書を扱う大企業では、組織横断的な対応が必要不可欠である。文書の適切な把握、判断及びこれに対する印紙の貼付を徹底するために、明確な社内手続や従業員向けの啓発活動の導入が望まれる。STSDS の導入を控える今こそ、文書の作成及び印紙税の支払義務に関するガバナンスの見直し及び強化が必要である。

結論

マレーシアにおける印紙税制度は大きな転換期を迎えており、企業にはより計画的かつ組織的なコンプライアンス対応が求められている。IRB の調査強化と STSDS の施行を前に、全ての企業はその対応体制を整え、変化に適用していかなければならない。タイムリーな法的支援こそが、この移行を円滑に進める助けとなる。弊所では、以下の支援を実施可能である。

- 実施中又は予想される印紙税調査への対応支援
- 印紙税の観点から文書を管理する実務的知識に関する研修の提供
- 社内向けの印紙税ハンドブックやガイドラインの作成
- コンプライアンスレビューの実施

[最初のページに戻る](#)

香港

第2の柱に基づくグローバル・ミニマム課税制度及び香港における最低税率制度（香港ミニマムトップアップ税：HKMTT）の実施

概要

香港政府は、2025年6月6日、内国歳入法（Inland Revenue Ordinance）を施行した。本法律は、OECDのBase Erosion and Profit Shifting（BEPS）2.0の第2の柱（Pillar 2）で定められたGlobal Anti-Base Erosion（以下、「GloBE」）の規定に基づき、グローバル・ミニマム課税及び香港ミニマム・トップアップ税（Hong Kong minimum top-up tax）（以下、「HKMTT」）を実行するために施行されたものである。

GloBE及びHKMTTは、対象となる多国籍企業グループが事業を展開するすべての国・地域において、最低でも15%の課税を受けることを担保することを目的としており、2025年1月1日より施行された。これは、香港に拠点を持つ多国籍企業グループにとって、新たな税制パラダイムの幕開けとも言える。

本法律は、OECDが公表したGloBEモデルルールをもとに、それに必要な調整を加えたうえで、HKMTTに関する規定を導入した。具体的には、「内国歳入法（第112章）」を改正するものである。本稿は、本法律の主な特徴と、対象となる多国籍企業グループに対する税務上の影響について解説する。

施行枠組み

本法律は、OECDのBEPS 2.0イニシアティブに基づき、GloBE及びHKMTTを香港の法人税制度に導入するものであり、香港に拠点を持つ対象多国籍企業グループに対して、新たな税務上、コンプライアンス上の義務を課すものである。

基本的には、本法律の適用対象、課税メカニズム及びセーフハーバー制度等はOECDのルールと整合しているものと考えて差し支えない。

税務及びコンプライアンス義務

下記の表は、GloBE 及び HKMTT に基づき、対象となる多国籍企業グループに対して課される、税務及びコンプライアンス上の義務の要点をまとめたものである。

<p>トップアップ税に関する届出の提出</p>	<p>対象となる多国籍企業グループの香港所在の各構成事業体（又は指定された現地事業体）は、トップアップ税申告義務に関する年次届出書（所定の様式）を提出する必要がある。この届出の提出期限は、報告対象会計年度の終了後 6 か月以内である。</p>
<p>トップアップ税申告書の提出</p>	<p>対象となる多国籍企業グループの香港所在の各構成事業体（又は指定された現地事業体）は、GloBE ルール及び HKMTT に基づき、標準化された GloBE 情報申告書（GloBE Information Return）（以下、「GIR」）の形式で、トップアップ税申告書を提出する必要がある。</p> <p>ただし、GIR に含まれる情報が、香港と情報交換を行う適格当局間合意に基づき他国で提出されている場合は（最終親会社が国外法人である場合を想定）、この限りではない。</p> <p>申告書の提出期限は、報告対象会計年度の終了後 15 か月以内（初めて対象となる多国籍企業グループの場合は 18 か月以内）である。</p>
<p>トップアップ税の算定</p>	<p>香港税務局（IRD）は、対象となる多国籍企業グループ内の該当事業体に対して、トップアップ税の賦課決定通知（アセスメント）を発行する。仮納付（暫定的なトップアップ税の賦課課税）は行われない。</p> <p>また、IRD は、該当する会計年度が終了した課税年度の末日から 8 年間（詐欺や故意の脱税が疑われる場合は 12 年間）にわたり、追加のトップアップ税課税決定を行う可能性がある。</p>
<p>トップアップ税の支払い</p>	<p>IIR に基づくトップアップ税は、対象となる多国籍企業グループの親会社に対して課される。</p> <p>一方、UTPR 及び香港ミニマム課税（HKMTT）に関しては、原則として、各香港構成事業体が自らのトップアップ税負担分について納税義務を負うものとされている。ただし、多国籍企業グループは、年次選択により、UTPR に基づくトップアップ税又は HKMTT を支払う構成事業体を指名することができる（複数可）。</p> <p>指定された更正事業体が納税義務を履行しなかった場合、当該課税年度中に対象グループに属していたすべての香港構成事業体が、未納のトップアップ税について連帯して責任を負う。トップアップ税の納付期限は、①トップアップ税申告書の提出期限、②トップアップ税の課税決定日のいずれか遅い日から 1 か月以内である。</p>
<p>トップアップ税の課税決定に対する異議申立て</p>	<p>トップアップ税の賦課決定に対する異議申立ては、賦課決定日から 2 か月以内に行う必要がある。</p> <p>また、納税者がトップアップ税の賦課決定における誤りや記載漏れの訂正申請及び過納分の還付請求を行うことができる。</p>

	期間は、該当する会計年度が終了した課税年度の末日から 8 年間である。
帳簿の保存	対象となる多国籍企業グループの香港構成事業体は、トップアップ税の負担額の算定に関連する取引行為又は業務に関する記録を、会計年度終了日から少なくとも 9 年間保存する義務がある。

租税回避防止規定 (Anti-avoidance provisions)

現行の内国歳入法 (IPO) 第 61A 条に基づく一般的な租税回避防止規定 (いわゆる「唯一又は主要な目的」: “the sole or dominant purpose”) は、GloBE 及び HKMTT についても一定の修正を加えたうえで適用される。

GloBE 及び HKMTT の目的において、ある取引がトップアップ税を減少させることを唯一又は主要な目的として行われたかどうかを判断する際には、① その取引により、対象となる多国籍企業グループのいずれかの構成事業体、又はグループ全体のトップアップ税負担に変化が生じたか又はその可能性が合理的に想定されるかどうか、② その取引によって生じた、又は生じる、若しくは合理的に達成されると想定される結果が、GloBE に基づいて本来予定されている結果と矛盾しているか否か、が考慮される。

主なポイント

本法律は、OECD の BEPS2.0 の下で、GloBE 及び HKMTT を香港の法人税制度に導入するものであり、香港に拠点を持つ対象多国籍企業グループに対して、新たに多数の税務上の影響及びコンプライアンス義務をもたらすものである。

IIR 及び HKMTT の規定は、2025 年 1 月 1 日に開始する会計年度に適用される。GloBE 及び HKMTT の対象となる多国籍企業グループは、自社のトップアップ税の負担可能性及びコンプライアンス義務 (例: 最初のトップアップ税通知は 2026 年、GIR は 2027 年に提出) を検討し、GloBE に基づく計算を免除するセーフハーバーの適用の可否を慎重に考える必要がある。

本法律は、GloBE の解釈及び運用について補足・明確化するために OECD が発行するガイダンス (Administrative Guidance) を組み入れ、それらに実効性を持たせるものである。したがって、対象となる多国籍企業グループは、OECD から今後発出されるガイダンスが、GloBE 及び HKMTT の下で定められる、自社の税務ポジション及びコンプライアンス義務にどのような影響をもたらすかにも注意する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

欧州

欧州議会、EU 加盟国全体での外国投資審査プロセスの調和と拡大に関する提案を採択

2025 年 5 月 8 日、欧州議会は、EU 外国直接投資規則 (規則 (EU) 2019/452) (以下、「FDI 規則」) の改正に関する修正案 (以下、「本提案」) を採択した。欧州委員会が当初公表した提案が修正され、特定の重要な分野において同提案から大きく乖離したものとなっている。2024 年 1 月の欧州委員会の立法提案とは対照的に、本提案は、欧州委員会の直接調査権及

び決定権を提案し、EU加盟国の外国直接投資（以下、「FDI」）審査制度に基づく義務的届出及び承認を必要とする事業活動（これらの事業へのグリーンフィールド投資を含む）を明確化するものである。欧州連合理事会はさらに修正を加えつつ、本提案を支持してきた。

欧州委員会が2024年1月に発表した当初の提案では、EU加盟国が自国のFDI審査を行い、対象会社の特定の事業分野を対象に導入する義務的届出・承認制度を実施する義務を導入することが既に提案されていた。また同提案は、Xella事件（C-106/22）における欧州司法裁判所の判決を受け、FDI規則が間接投資にも適用されることを明確にすることを既に提案していた。

FDI規則の改正は、全EU加盟国におけるFDI審査に大きな変化をもたらすものである。投資家においては、一つ又は複数のEU加盟国にわたる取引の計画初期段階で専門家の助言を求め、強固なFDI戦略を策定することが不可欠である。

本稿では、以下を取扱う：

- ① FDI規則の主要な改正提案の概要
- ② 欧州委員会の当初提案（2024年）の詳細
- ③ 本提案（2025年5月）で示された欧州議会による修正の詳細
- ④ 欧州連合理事会による本提案への追加修正（2025年6月時点）の概要
- ⑤ 今後の展望と企業投資家への主な影響

今回の改正は、EU加盟国全体でのFDI審査制度の調和と、その範囲の拡大を目的としている。

主な改正提案は以下のとおり：

- ① 全加盟国において、自国のFDI審査制度の導入義務化
- ② FDI規則の適用範囲を拡大し、加盟国のFDI審査制度に基づく間接投資の審査に明示的に適用
- ③ 加盟国のFDI審査制度のもとで義務的届出及び承認を必要とする重要な業種の範囲を調和させ、すべての制度において最低限の業種の審査を義務付け
- ④ 加盟国間での取引審査のより良い調整を可能にするため、協力体制に係る手続を改善

欧州委員会の2024年1月提案

2024年1月に公表された欧州委員会の提案は、EUのFDI審査に関して認識されている欠点や断片化に対処することを目的としており、以下のような内容となっている。

1. FDI審査の義務化

FDI規則は2020年10月11日から施行されているが、加盟国はFDI審査制度の実施にそれぞれ異なるアプローチを採り、実施スケジュールもさまざまであった。これは、FDI規則はあくまでも国内制度を構築するための枠組みを提供することを目的としているからである。

例えば、アイルランド、スウェーデン、ギリシャは比較的最近になって国内制度を導入したが、クロアチアとキプロスはまだ本格的な制度を持っていない。現行のFDI規則が枠組みを提供するものの、加盟国は審査制度をばらばらなスケジュールで導入している。欧州委員会は、すべての加盟国が統一された期限内に、完全に準拠した審査制度を構築することを提案した。

FDI 規則が改正されれば、その発効から 15 か月以内に、完全に準拠した国内制度の実施が義務付けられることになる。

2. FDI 規則の対象となる間接外国投資及びグリーンフィールド投資

EU 域内の子会社などを通じて行われる間接投資に対する FDI 審査は、ほとんどの EU 加盟国の FDI 審査制度において標準的な慣行となっているが、欧州司法裁判所は Xella 事件の判決で、FDI 規則は間接投資には適用されないと判断した。

同判決は、「外国直接投資」という用語の誤った理解に基づいていると考えられる。この用語は、投資ビークルを含む他のエンティティを通じた企業への投資を除外するものではなく、直接投資とポートフォリオ投資を区別するために使用される。

本提案は、FDI 規則が間接投資にも適用されることを明確にし、Xella 事件で顕在化した欠点に対処するものである。

加えて、欧州委員会の提案は、EU 加盟国の審査制度の下でのグリーンフィールド投資の審査も奨励している。

3. 重要業種の最小範囲の設定

現在、加盟国は、自国の国家安全保障上の利益にとって「戦略的」又は「重要」とみなされる業種を定義する裁量権を有しており、FDI 規則はそのため業種を提案しているにすぎないが、提案されている改正 FDI 規則のもとでは、EU 域内のいかなる国内制度の下でも必ず審査対象となる最低限の重要業種が設定され、これらの業種への投資は、EU 域内のいかなる国内審査制度の下でも審査されなければならないこととなる。

改正 FDI 規則の附属書 1 及び 2 が規定する最低限の重要業種は以下のとおり：

- ① 輸出規制品目
- ② 半導体技術
- ③ 人工知能
- ④ 量子技術
- ⑤ バイオテクノロジー
- ⑥ 先進コネクティビティ及びナビゲーション
- ⑦ 高度なセンシング技術
- ⑧ 宇宙及び推進技術
- ⑨ エネルギー技術
- ⑩ ロボット工学及び自律システム
- ⑪ 先端材料及び製造／リサイクル技術
- ⑫ 指定重要医薬品
- ⑬ EU の金融システムにとって重要な特定の事業体

欧州議会による本提案では、後述のとおり本リストがさらに拡大されている。

重要なのは、EU加盟国は引き続き、それぞれの国内制度に追加業種を含める広範な裁量を有することである。いずれにせよ、企業においては、行おうとする投資が欧州の審査制度の範囲に入るかどうか専門家に確認することが重要となる。

4. 協力手続の改善

現在、欧州委員会とEU加盟国がEU域内で複数の審査制度に服する取引へのアプローチを調整するための協力メカニズムが設けられているが、既存のメカニズムは、特にクリアランスのタイミング及び結果に関し、投資家にプロセスの確実性を十分に提供できていないとの批判を受けている。

改正提案は、欧州委員会に情報収集及び同委員会と関係加盟国との間の意見の相違を解消するための追加的な権限を付与することなどにより、投資審査のタイムラインを標準化することを目的としている。さらに、欧州委員会は、投資家により確実性を提供するため、投資のリスク評価に関連する要素について、より詳細なガイダンスを公表することが求められることとなる。

欧州議会の2025年5月修正点

欧州議会の2025年5月の修正は、欧州委員会のアプローチを支持するものであるが、いくつかの重要な点においてさらに大きく前進している：

意見の相違がある場合の最終決定権：最終決定を関連加盟国に委ねる欧州委員会の提案とは異なり、本提案では、FDIを承認するか禁止するかについて審査を行う加盟国と意見が一致しない場合、条件を課す権限を含め、欧州委員会に最終決定を下す権限が付与される。これは、審査決定に関する主権の根本的な転換を意味し、加盟国の間で議論を呼んでいる。

直接調査の権限：本提案は、複数の加盟国に影響を及ぼす安全保障や公序に係るリスクを評価するため、欧州委員会に、投資家や対象会社に対して直接情報請求する権限を付与するものである。情報請求は手続を一時停止するものであり、これに応じない場合には、EUの企業結合規制及び外国補助金制度に準じた罰則が科される可能性がある。これまでは、欧州委員会は審査を行う加盟国に対してのみ、このような情報を求めることができた。

届出及びリスク評価に関するガイダンス：投資家の不確実性を軽減するため、本提案では、欧州委員会に対し、届出閾値及び投資のリスク評価に関連する要素に関する（拘束力のない）詳細なガイドラインを公表するよう求めている。透明性を確保することにより、加盟国間の期待を調和させることを意図している。

本提案は、欧州委員会の最低限の重要業種リストに係るアプローチを採用しているが、以下の点で拡大・明確化している：

① 6業種の範囲を以下のとおり拡大・明確化：

- 半導体技術には、先端半導体だけでなく、レガシー半導体も含む
- 人工知能は一般的な分析技術を除く
- 先進コネクティビティ及びナビゲーションは、5G及び光／レーザー技術を明示的に含む
- 宇宙及び推進技術は、信号及び交通管理システムを含む
- エネルギー業種の対象範囲は、技術だけでなく、サービスやインフラも含む
- EUの金融システムにとって重要な事業者のリストを拡大

② 新たに5つの業種を追加

- 運輸産業（航空宇宙、鉄道、自動車、海運を含む）
- メディア産業
- 選挙インフラ
- 重要原材料（抽出、精製、リサイクル、貯蔵を含む）
- 農地

この拡大により、欧州委員会の案や現行の FDI 規則と比べ、義務的審査の範囲が大幅に拡大する。

本提案は、審査が義務付けられている業種に関連するか、「sensitive investor」（FDI 規則の定義による）が関与するか、又は 250 百万ユーロの閾値を超えるグリーンフィールド投資の審査を義務付けるという、欧州委員会による拘束力のない奨励を改革するものである。

欧州連合理事会の 2025 年 6 月追加修正点

2025 年 6 月 11 日、各加盟国の代表で構成される欧州連合理事会は、本提案の支持を表明した。特に、理事会は、加盟国間で義務的届出業種及びタイムラインを最低限調和させることを支持する一方、各国の国内審査制度がカバーする最低限の業種のうち、軍事及びデュアルユーズにより重点を置くことを提案した。また、理事会は、加盟国が追加的な業種を自国の FDI 審査制度の対象とする裁量権を保持することを明確にするとともに、投資に関する最終決定は各加盟国に委ねられることを明確にすることで、欧州委員会の役割の拡大に係る提案を緩和した。また、重要なのは、理事会が、EU 全域を対象とする FDI 審査規則はグループ内組織再編には適用されないことを確認したことだ。ただし、グループ内組織再編は既に複数の加盟国の審査制度がその適用対象としていることに留意が必要である。

欧州議会が提案した FDI 規制の修正案と、これに対する欧州連合理事会の支持は、EU におけるより調和のとれた、包括的で強固な FDI 審査枠組みへの決定的な一歩となる。欧州委員会の 2024 年提案を基礎とし、これを拡張することにより、特に間接投資の包含、指定業種の拡大、グリーンフィールド審査の義務化、及び欧州委員会の権限強化を通じ、欧州議会による本提案は、主要な欠点に対処するとともに、外国投資家にとってより厳しい規制環境を示すものとなっている。

本提案は、法的な確実性と透明性を高める一方で、間接的な買収や一定のグリーンフィールド・プロジェクトを含め、EU における FDI 審査制度の適用範囲を大幅に拡大するものである。本提案による権限の強化は、投資家がより厳しい調査と介入に直面する可能性があることを意味する。投資家は、拡大・調和された審査制度をよく理解し、強固なコンプライアンス戦略を策定するために、早期に専門家の助言を求めべきであろう。

2025 年 6 月 17 日、本提案は欧州議会、欧州連合理事会及び欧州委員会の三者間協議に入っており、その間に修正内容の一部が緩和される可能性がある。特に、FDI 審査に関する欧州委員会の決定権を拡大するという欧州議会の提案の一部について、加盟国からの揺り戻しがあることが予想される。とはいえ、方向性は明確である。EU は、FDI の流入が増加する中で、自国の安全保障と公序を守るため、より協調的かつ積極的なアプローチに向かっている。本提案が EU 加盟国全体で実施される前に、FDI 規則の改正は欧州連合理事会及び加盟国自身の立法審査を受けることになる。合意が得られれば、改正 FDI 規則は立法手続が完了してから 1~2 年後に発効すると予想され

る。欧州の対象会社への投資家を含む企業は、改正 FDI 規則が発効した際に実施される強化された規制に備え、今から準備を始めるべきである。

[最初のページに戻る](#)

英国

英国政府、NSIA の義務的届出に係る指定業種を見直す計画の概要を発表

2025 年 6 月 23 日、英国政府は新たな産業戦略⁵（以下、「産業戦略」）を発表した。産業戦略では、コーポレート・ガバナンスや規制改革に関する他の重要提案に加え、2021 年国家安全保障・投資法（以下、「NSIA」）の義務的届出に係る指定業種の定義につき、英国への外国直接投資（以下、「FDI」）を促進するために見直し可能な分野を特定するため、12 週間の協議期間（以下、「協議」）を設ける計画が示されている。

産業戦略には、ガイダンスの更新や NSIA の義務的届出の適用除外など、NSIA 制度の透明性及び適用範囲に関する現政権の重要なコミットメント（以下、「コミットメント」）も記されている。

産業戦略は、昨年の意見募集を受けて前保守党政権が示唆した改革案⁶の一部を踏襲しているが、今回のコミットメントは、英国におけるより魅力的な FDI 審査制度の創設に向けた現労働党政権による重要な一歩を示すものである。

コミットメントの概要は以下のとおり。

現在、NSIA の義務的届出制度は、英国の国家安全保障上の利益に関わると考えられる 17 の重要な産業分野を対象としている。これには、従来から機密性の高い分野（原子力、防衛、軍事、デュアルユース、政府の重要なサプライヤーなど）、重要インフラ（エネルギー、通信、輸送、データインフラなど）、新興技術（人工知能、先端ロボット工学、量子技術、合成生物学など）が含まれている（以下、「義務的届出業種」）。

現行の義務的届出業種の多くは、その範囲が極めて広範であり、幅広い事業分野や業種にわたり届出が必要となる。また、注目すべきは、義務的届出業種の範囲外の取引についても、任意の届出を提出することが可能な点である。さらに、政府の審査権限の範囲は義務的届出業種に限定されず、特に、投資安全保障局（以下、「ISU」）において買収者の身元が潜在的な国家安全保障上のリスクをもたらすと判断した場合に及ぶ。

協議の結果、義務的届出業種、とりわけ十分な明確性の欠如から広めに見られてきた業種（先端材料、暗号認証、防衛、データインフラなど）の定義が見直され、国家安全保障上のリスクをもたらすが故により詳細な審査の対象とされる可能性が高い投資に的を絞ったものになることが期待される。2024 年の実績として、義務的届出の 95%以上⁷が詳細な審査の対象とされていない。

政府は、協議の開始日をまだ示しておらず、協議の正確な範囲も明らかにしていない。

⁵ [The UK's Modern Industrial Strategy](#) 参照

⁶ [Foreign Investment and National Security Blog](#) 参照

⁷ [Report on the National Security and Investment Act 2021 \(Notifiable Acquisition\) \(Specification of Qualifying Entities\) Regulations 2021 \(HTML\)](#) 参照

協議に加え、産業戦略では、義務的届出を要する取引に係る一定の適用除外をISUにおいて導入することが確認されている。

産業戦略の中では、適用除外の内容について詳細は示されていないが、これが政府によりまもなく（期待値としては2025年末までに）公表される予定であることが示唆されている。

フランスやスペインなどの一部の法域とは異なり、グループ内株式譲渡がNSIAの義務的届出制度の適用除外とされることは現在のところ想定されていない。一定の金額的閾値が導入されるかどうかはまだ判然としない。

また、産業戦略は、政府において、NSIA制度の範囲及び適用に関するガイダンスの更新及び改善を継続することを確認している。

現在の「NSIA市場ガイダンス」は、政権交代前の昨年更新されたものである⁸。したがって、今後のガイダンスの更新は、現労働党政権の投資安全保障政策を反映した初めてのものとなる。

産業戦略に記載されているとおり、更新されるガイダンスは、潜在的な投資家に対してより明確な情報を提供しつつ、国家安全保障上の利益を保護することを目的とする。また、ガイダンスの更新は、産業戦略の他の部分で述べられているように、現政権の成長促進政策に沿ったものとなることが期待される。

産業戦略は、外国投資に対する現在の審査プロセスを改善するための、政府によるいくつかの有望なコミットメントを提示している。協議の範囲や時期は未定だが、コミットメントの少なくとも一部は2025年中に発表されると予想される。

また、政府は、2025年6月24日と26日にそれぞれ「国家安全保障戦略2025⁹」と「貿易戦略¹⁰」を公表した。注目すべきは、これらの文書において、経済安全保障へのアプローチにおけるNSIA制度とISUの重要性が改めて強調されていることである。産業戦略を含む3つ文書はいずれも、企業や投資家が英国における外国投資審査に関連する動向を常に把握する必要性を強調している。

[最初のページに戻る](#)

⁸ [Foreign Investment and National Security Blog](#) 参照

⁹ [National Security Strategy 2025](#) 参照

¹⁰ [The UK's Trade Strategy](#) 参照